

大好評!!10周年を迎えた苦小牧のおいしい水「とまチョップ水」!! 詳細 総務経営課 ☎(32)6628

苦小牧のおいしい水道水を、ペットボトルにギュッと詰め込んだ「とまチョップ水」は2019年、2022年のモンドセレクションで金賞を受賞し、苦小牧の水のおいしさが世界的にも認められている一品です。



▲上下水道部
公式LINE



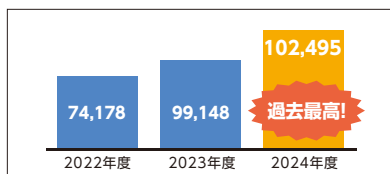
▲上下水道部
Instagram



▲とまチョップ水
販売店

①2024年度、過去最高の販売・配布本数を達成しました!

とまチョップ水取扱店での販売、事業者様の協賛、イベントや会議などでの販売・配布本数が、過去最高の102,495本となりました。



②今年で10周年を迎えました!

平成27年6月から販売を開始し、今年で10周年を迎えました!! 記念ロゴマーク入りのとまチョップ水ラベルに変更し、記念キャンペーンも行う予定です!!



③暑い夏に冷たい「とまチョップ水」!! とまこまい港まつりに協賛店出店!

今年も氷で冷やした「とまチョップ水」の販売、「とまチョップ水グッズ」「マンホールグッズ」のガチャガチャの設置、デザインマンホールの展示を行います!!



あなたの街でミーティング(旧まちかどミーティング) 詳細 協働・男女平等参画室 ☎(32)6156

開催日程(いずれも18時~19時)

※やむを得ない事情により日程が変更となる場合がありますので、あらかじめ御承知ください

開催日	地区名	会場(駐車場)	町内会(自治会)名
8月19日(火)	音羽町・木場町・美園町	住吉コミュニティセンター(住吉公園内会館駐車場)	音羽町・双葉町・住吉町・高丘町・春日清水町内会・美光・日の出三光・新明町・明野柳町内会・新開明野元町町内会
22日(金)	沼ノ端・拓勇	東開文化交流サロン(沼ノ端南6号公園)	沼ノ端中央・東開町内会・沼ノ端北栄・拓勇東・拓勇西・ウトナイ町内会
25日(月)	澄川町・柏木町	川治町総合福祉会館(川治1丁目公園)	澄川町・澄川西・ときわ・錦糸町内会・柏木町・川治町
9月24日(水)	弥生町・錦町・本町元中野町・旭町	文化交流センター(アイビー・プラザ)(高齢者福祉センター駐車場)	弥生連合・矢代町町内会・第七区親交会・一区・二区・本町・幸町・高砂町・大町寿町内会・元中野・新中野・船見町港北・若草・旭町・夕見町・末広町・栄町町内会
25日(木)	植苗	植苗ファミリーセンター(植苗小中学校駐車場)	植苗町内会連合会
10月9日(木)	勇弘	勇弘総合福祉会館(勇弘2号公園)	勇弘自治会
20日(月)	錦岡	もえぎ町総合福祉会館(錦岡西11号公園)	南錦岡・錦西・もえぎ町・すずらん・青雲・宮前・明徳四丁目・スプリングタウン・うぐいす団地・のぞみ・美原・明徳町1丁目・樽前町内会
28日(火)	山手町・花園町	山手北光総合福祉会館(山手北公園)	山手・山手北光・北光町・花園・啓北・見山町東・見山町西町内会
29日(水)	しらかば町・豊川町	豊川コミュニティセンター(豊川3丁目公園)	しらかば中央・しらかば西・日新町・日新中央・桜坂町町内会・豊川・桜木町・しらかば東・日新草笛・有珠の沢町内会・宮の森町内会
31日(金)	大成町・光洋町	日吉総合福祉会館(日吉運動公園)	西町親交会・大成町公住・光洋町・あやめ・日吉町・糸井南・糸井西町内会

市の終活支援~「もしもシート」を書いてみませんか?~

詳細 総合福祉課 ☎(32)6345
介護福祉課 ☎(32)6347

▶「もしもシート」とは?

「まだ早い」「まだ大丈夫」と思っているも、「もしも」の時は急にやって来ます。もしもの時にスムーズに手続きを進め、ご自身も周囲の方も安心して過ごすためには、事前の準備がとても大切です。市では、終活支援の第一歩として、エンディング・ノートである「もしもシート」を作りました。最後を自分らしく迎えるためにも、親しい人に希望を伝えておくことが大切です。「もしもシート」をきっかけに、ご家族や周りの人と、もしもの時の対応について話し合ってみませんか

▶「もしもシート」はどこに保管?

ご家族、ご友人、地域の支援者など、必ず誰かに保管場所を伝えてください。ひとり暮らしで救急医療情報キットを持っている方は、一緒に保管することをお勧めしています



▶身寄りのない人の支援は、まだ道半ばです

少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、ひとり暮らしの高齢者や頼れる身寄りがない方は増加する一方で、社会の各種制度はまだ「身寄りがいる」ことを前提としています。市では、令和5年度にプロジェクトチームを結成し、身寄りのない人の困り事や支援方法について、さまざまな視点から検討してきました。ご本人・支援者の双方を支援できるよう、今後も取り組みを進めていきます。

成年後見制度の利用も検討しましょう!

色々なことを判断できるうちは、ご自身で財産管理や死後事務など、困っていることを誰かにお願いすることができます。ところが認知症などによりご自身で判断ができなくなったら、それでもできません。その場合は、「成年後見制度」の利用が必要となります。制度利用のメリット・デメリットを考えながら、利用を検討してください。